

※9月29日の稻盛財団30周年・アメリカ合衆国ゴア元副大統領の講演会会場前抗議宣伝行動は原告から二人と京都支援共闘の仲間が参加して、ビラを500枚完配。関心の高さを示しました。代表団で会場のホテル内で財団に要請書を内田団長が読み上げ手渡しました。

空の安全・安心を！問う労組の解体阻止！整理解雇4要件を守れ！

京都のつばさ 号外 2014.9.29

日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議・発行



京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール5F 京都総評会員付 Tel:075-801-2308



稻盛和夫名誉会長はJAL165名の解雇撤回を！

稻盛イスレは世界の空を危険なものに！

私たち 2010年大晦日に日本航空に解雇されたパイロットと客室乗務員142名です。不当な解雇は撤回せよ！と裁判で闘っています。ご支援よろしくお願いします。

We are 142 crew members, pilots and flight attendants of Japan Airlines, who were dismissed on New Year's Eve 8 years ago. We brought this case to court in order to reverse this unfair dismissal. (We were dismissed due to age discrimination and sick-leave record in the past.)

Your kind understanding and support would be greatly appreciated. Thank you.

우리들은 2010년 12월 31일, 일본항공사에서 해고당한 파일럿과 객실승무원 142명입니다. 부당한 해고에 대한 철회를 요청하는 재판을 걸고 투쟁하고 있습니다. 여러분께, 많은 지원을 부탁드립니다.

おにぎり食べてがんばった稻盛名誉会長！

「義侠心で」早くパイロット・CA165人の不当解雇を撤回して！

そして、「もうけなくして安全なし」の稻盛フィロソフィで第二の御巣鷹山事故を起こさないで下さい。

稻盛さんは、法律違反の不当労働行為で首切り、それで JAL 再建して「経営の神様」となったことが東京地裁で断罪されました。

JALスト権介入不当労働行為事件、東京地裁がJALの取消請求を棄却！

8月28日14時、東京地裁民事19部の古久保裁判長は「主文、原告の請求を棄却する」と読み上げた。原告はJALしだ。

法廷に拍手が響き、「勝った！」の声があがつた。勝つて当たり前の事件だが、整理解雇事件で4連敗後だけに、やつと勝つた！の思いがあふれた。傍聴に入れず裁判所前で待つ人々に「勝訴」「管財人を断罪」の一報が届いた。

更生手続き下にあつた日本航空の法人管財人候企業再生支援機構および管財人は、2010年11月15日突然整理解雇方針を公表。その翌日、解雇回避のための具体的な提案を行う一方でスト権確立の投票を実施中のCCUと乗員組合に対し、「企業再生支援機構の正式な見解」として「整理解雇を争点とする争議権が確立した場合、それが撤回されるまで再生計画案で予定されている3500億円の出資をすることができない」と発言した。

さらに職場内にも情報を流し、結果職場は混乱し、乗員組合はスト投票を中止、CCUはスト権を確立したがストは回避した。これを支配介入の不当労働行為として両組合は2010年12月8日に都労委へ救済申し立て、2011年8月3日に不当労働行為と認める命令が出された。本件は日本航空が救済命令の取消しを求めて東京地裁に提訴したものだ。

判決は、JAL側の「発言は重要事項の情報提供義務の履行として適法である、都労委の審理手続きに違法がある」などと主張したこととく否定した。

いことも判決で明確になつた。まさに嘘で組合や職場を脅し、不当労働行為意図の下で165名の解雇を実施したのだ。

記者会見と並行して日比谷図書館地下ホールで報告集会がもたれ、両組合の委員長は、この判決を機にJALに安全の確立と、労使関係の正常化、解雇争議の自主解決を求める闘いを強化し、原告団を職場に戻すと決意を述べた。

内田客乗原告団長からは、航空連絡村議長（乗員原告）と共に参加したブルガリアのソフィアで開催された国際運輸労連（ITF）世界大会で、解雇撤回・職場復帰を支援する決議がなされ、来賓として参加したJ-LOガイ・ライダー事務局長にも面談し、JAL争議解決に向けフォローするとの約束されたことが報告された。

原告団を職場に戻そう。JAL闘争を支える会にも是非参加を。（柚木）



裁判報告集会で報告する古川CCU委員長
(8月28日)

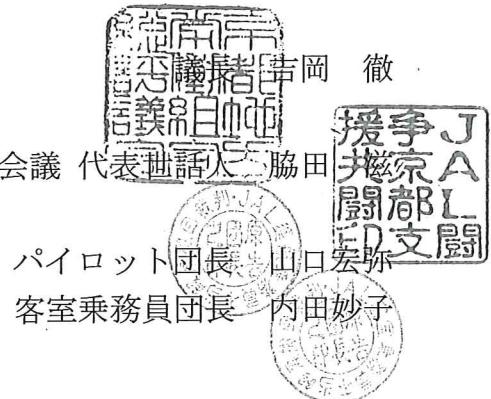
2014年9月29日

稻盛財団
理事長 稲盛和夫 殿

京都地方労働組合総評議会

日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議 代表取扱人 脇田

JAL 不当解雇撤回裁判原告団



争議解決に向けて、貴職の指導力の発揮を求めます

2010年の大晦日に日本航空でパイロットと客室乗務員 165名が解雇されて、間もなく3年9ヶ月が経過します。この間、被解雇者は、仕事を奪われ、生活が破壊され、人生設計を狂わされました。働く誇りも人間としての尊厳も傷つけられました。未だに解決できないのは誠に遺憾なことです。

貴職は、陳述書で「管財人による解雇は私にとって非常につらいものだった。(解雇の必要性は無かった、との)記者会見での発言は解雇を回避したかったという思いの表れ」と述べ、本年6月の京セラ株主総会では「JALの解雇は裁判所が決めたことであり、私が決めたことではない」と断言しています。

私たち 165 名は、片山英二管財人の名で解雇されました。貴職の言われる通り、管財人を選任したのは裁判所であり、管財人に対する監督責任は裁判所にあります。しかし、更生計画に記載されているように、大西賢社長（当時）は、管財人代理に選任され、貴職は、管財人から業務執行責任者として、会長職を委嘱されております。このように貴職は、当時の日本航空の最高経営責任者であり、法的にも道義的にも責任を有することは明らかであります。

さて、貴職も御承知の通り、2010年11月16日に企業再生支援機構の飯塚孝徳ディレクターと加藤慎管財人代理が、乗員組合とキャビンクルーユニオンに対して「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は、3500億円の出資はできないと決定した」などと、嘘と脅しで労働組合に支配介入した事件の行政訴訟で、去る8月28日、東京地裁が日本航空側の主張を棄却し、東京都労働委員会の命令通りに両氏の行

行為が「不当労働行為にあたる」と断罪しました。

私たちの解雇事件との関連で、この不当労働行為事件は以下の点で重大です。

第一に高裁の原判決（客室乗務員判決）が、管財人の善管注意義務を前提に管財人「絶対論」・「無謬論」・「善人論」・「万能論」を展開して、私たちの主張を全て排斥し、解雇の正当性を認めていることです。しかし、今回の行政訴訟判決は、管財人が労使協議の過程で妨害行為（違法行為）を行なったことを認めました。これは、管財人が善管注意義務に反して解雇手続きを進めてきたというもので、原判決の前提が根幹から覆されました。

第二に、原判決（パイロット判決）では、冒頭に「本件解雇が、整理解雇の要件を充足していて、管財人が有する権限を濫用したものとも、また不当労働行為とも認めることはできない」と判示しています。ところが、行政訴訟判決は、管財人が権限を濫用して、不当労働行為を行なったことを認定しました。解雇が不当労働行為の下で強行されたことで、原判決の正当性が覆されました。

第三に、管財人の善管注意義務違反の問題（会社更生法 80 条）です。破たん後、社内では「JAL の労務担当者よりも、管財人の方が常識が通じる」などと、管財人に高い信頼と期待が寄せられていました。これは、飯塚・加藤両氏が、自ら弁護士であると名乗って交渉に当たっていたためです。法を守るべき立場であり、信頼されるべき弁護士が、虚言を弄して、しかも不当労働行為を伴いながら解雇を強行した、という異常な解雇の実態が明らかとなつたわけです。

管財人の違法行為は日本航空経営と表裏一体となって行われてきたものです。管財人（弁護士）が、嘘と脅しという違法行為を行なったことに弁解の余地はなく、厳しく糾弾されるべきです。飯塚孝徳ディレクターと加藤慎管財人代理は、団体交渉に出席して社員を信頼させ、管財人としての業務を進めてきました。加藤慎管財人代理に至っては、社員を前に「京セラの様に 1 兆円の内部留保を溜めてから、安全を語れ」とまで発言しています。私たちは、日本航空経営と結託して、違法行為を伴いながら大量解雇を実行した管財人に対して、会社更生法、商法等の規定に則って、損害賠償請求の検討を開始しました。

今回の行政訴訟判決については、ILO の関心も高く、裁判の結果について報告を求められており、ILO からの更なる勧告も予想されるところです。整理解雇の強行は、行政（労働委員会）と司法（裁判所）の双方から断罪されました。

貴職は、日本航空の会長に就任した理由について、「政府に頼まれて、世のため人のため、義侠心でやった」と公言しておられます。事態解決に向けて貴職の義侠心を發揮され、誠意ある対応を求めます。

以上